

日本展示会協会事務局では、日本や世界の展示会産業の動向、概要等についてのエッセイ・レポート・報告を連載して紹介する。第2回は、「展示会統計に係る第三者認証のあゆみ」であり、田中五十一展協前事務局長の執筆によるものである。

「展示会統計に係る第三者認証」の歩み

2016年2月

田中五十一

日本展示会協会前事務局長

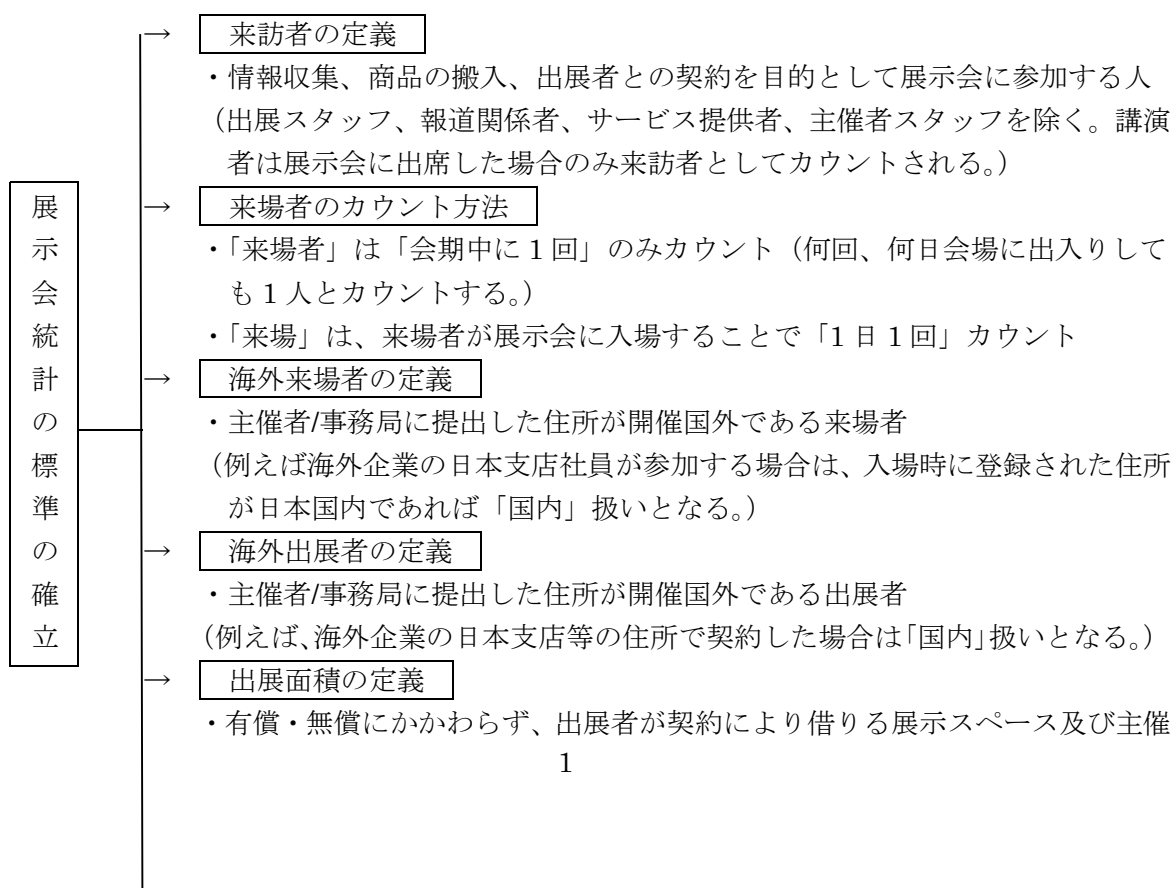
1. 平成 21 (2009) 年度

経済産業省では、平成 21 年度から展示会産業の活性化に関する調査事業を開始し、同年度には、諸外国の統計に関する調査等を実施した。

2. 平成 22 (2010) 年度

(1) 経済産業省は「展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業」を実施して、展示会産業に関する基準（展示会の分類、各用語の定義）、展示会産業のビジョンなどを策定し、平成 22 年度サービス産業活動環境整備調査事業（展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業）報告書を取りまとめた。

本事業において、ISO の定義に準拠して展示会統計の標準が概要以下のとおり定められた。



者、事務局により展示会のテーマと直接関係した展示等に利用される全てのスペースの合計（上記以外の通路や休憩スペース、イベントスペース等の共用部分を含めた面積の合計は「展示面積」とする。）

→ （国際的な基準を満たす）国際展示会の定義

・少なくとも「海外来場者が5%以上」又は「海外出展者が10%以上」を満たす展示会

- (2) 上記調査事業の一環として有識者会議「展示会産業活性化方策検討委員会」（座長：西村幸夫〔東京大学先端科学技術センター 教授〕、当時）が設置され、日本展示会協会（以下、日展協という。）を代表して石積忠夫会長が委員に就任したほか、以下の日展協会員団体・企業代表が有識者として委員に就任して協力した。委員会は合計4回開催された。

田中 嘉一 リード エグジビション ジャパン(株)取締役広報部長(当時、以下同様)

中村 俊彦 (株) 幕張メッセ 代表取締役社長

小堀 卓 (株) 横浜国際平和会議場 代表取締役社長

クリストファー・イブ UBM ジャパン (株) 代表取締役社長

アンドレアス・メルケ メッセ・デュセルドルフ・ジャパン 代表取締役社長

中村 文雄 (社) 日本能率協会 コンベンションマネジメント室長

- (3) 上記報告書の発表を受け、上記委員会に（社）日本能率協会代表として参加していた中村文雄氏（日展協副会長、当時）が統計・標準化委員会において、報告書の概要、次のステップとして国際展示会を対象とする認証制度の導入が検討されること、日展協が展示会統計の取りまとめ方要望されていることなどについて報告した。

また爾後、「展示会統計に係る第三者認証」の日展協における担当を統計・標準化委員会とすることが確認された。

3. 平成23(2011)年度

- (1) わが国の展示会産業発展のための“国際化”，“活性化”の方向性が示された前年度の結果を踏まえ、経済産業省は、展示会産業の国際化・活性化を推進するための環境整備、仕組みづくりを中心に調査を行い、認証制度の確立がその柱となった。

- (2) 前年度に引き続き、有識者会議「展示会産業活性化方策検討委員会」が設置され、石積忠夫日展協会長ほか日展協会員団体・企業代表が引き続き委員に就任して協力した。委員会は合計4回開催された。

- (3) 「展示会統計に係る第三者認証」の準備

平成23年度調査事業の一環として、「展示会統計に係る第三者認証」制度導入に向けた準備が進められた。

1) 認証機関

①経済産業省の考えは、日展協の目的、存在意義を考慮すると認証機関は日展協において他にないということであった。

②一方、『会員中、約50団体・企業が展示会主催者である日展協は認証機関として相応しくない。ISOの定義に準拠した認証は第三者が行うことに意義があり、大規模展示場連絡会も第三者として相応しくない。』というのが、（社）日本能率協会を代表して「展示会産業活性化方策検討委員会」に参加していた中村文雄氏の意見で、同氏は委員会でも終始一貫その旨主張していた。

※注：「展示会産業活性化方策検討委員会」が発足した平成21年当時、日展協の専従事務局は未だ設置されておらず、平成22年11月に専従事務局が設置され

るまで、経済産業省は中村文雄氏を（社）日本能率協会を代表する有識者であると同時に本件に関する日展協の窓口担当者として取扱っていた。

- ③また、大規模展示場連絡会は、本来であれば日展協が引き受けるのが望ましいとしながらも、日展協の都合が許さないのであれば協力するに吝かではないとの立場で、「展示会統計に係る第三者認証」制度の導入に協力してきた。（例えば、「展示会統計に係る第三者認証」の調査機関を日本公認会計士協会東京会〔以下、東京会という。〕に委託しているが、東京会との橋渡しは大規模展示場連絡会の事務局を務める（株）東京ビッグサイトが行ったものである。）

紆余曲折を経て、日展協が認証機関を引受けることになり、日展協では平成 23 年 8 月 30 日（火）に開催された第 3 回理事会でその旨機関決定した。その結果、「展示会統計に係る第三者認証」の準備に関し実質的な事務局を担当していただいていた（株）東京ビッグサイト（大規模展示場連絡会事務局）から日展協が事務局業務を引継いだ。

この時点から、日展協事務局は展示会認証関連業務に忙殺されることになり、事務局員 1 人の増員を決定した。

4 件の実証調査が終了した 12 月になって、経済産業省から認証機関に大規模展示場連絡会ほかの組織を加えるよう指示があった。その事由は以下のとおりであった。

- ① 実証調査を行っている中で各方面から公平性が問題との指摘があり、調査機関である公認会計士も公平性を気にしている。
- ② 主催者が主催者を審査することに、日展協に加入していない主催者から抵抗がある。

日展協会員の主催者からも同様の意見があり、できるだけ抵抗の無い形にしたい。

これに対し日展協としては、『主催者が認証マークを次回展示会への出展募集パンフレットに掲載する等、マーケティングに活用できるよう審査を迅速に行い、できるだけ早く認証マークを交付できるよう配慮したい。認証機関の構成員が多くなればなるほど時間がかかり実際的ではない。』と反論したが理解を得られなかった。

最終的に、認証機関として（独）日本貿易振興機構、日展協、大規模展示場連絡会を構成員とする日本展示会認証協議会（以下、JECC という。）を設置し、日展協がその事務局を担当することで決着した。

2) 調査機関

東京会は有力な調査機関候補として平成 22 年度から「展示会産業活性化方策検討委員会」にオブザーバーとして参加し、必要に応じて意見を述べてきた。

第三者認証をセールスポイントとする本制度の調査機関は、東京会以外にないというのが当初から経済産業省の考えであったようである。

3) 認証監査委員会

「展示会統計に係る第三者認証」制度の運用を担当する JECC の業務を監査する目的で、弁護士、公認会計士、（一財）日本品質保証機構、経済産業省を構成員とする認証監査委員会を設置することとなった。

4) 認証申請料

30 万円（税別）を目途に検討することとなった。

5) 認証マーク

認証登録証に記載する認証マークを策定することとなった。

日展協としては、同マークの格式を高めるため、例えば「経済産業省公認」など何らかの形で経済産業省の名称を記載したくお願いしたが、残念ながら理解を得ることができなかった。

6) 認証のメリット（スキームへの掲載事項）

日展協では、「展示会統計に係る第三者認証」制度を普及させるためには、認証申請する展示会主催者にとってメリットがある制度とする必要があると考え、以下を実現したく経済産業省に要望した。

- ①経済産業省後援名義の許可
- ②誘致に関する支援
- ③海外バイヤーの招聘
- ④海外への情報発信
- ⑤認証マークの使用
- ⑥展示会統計への登録など

経済産業省の理解を得ることができず、残念ながら「認証のメリット」は以下に止まった。

- ①展示会統計の信頼性の向上
- ②海外への情報発信
- ③認証マークの使用

(4) 実証調査

調査方法確立のため、以下 5 件の展示会を対象に実証調査を実施され、日展協事務局も平成 24 年度からの運用に備えて立ち会った。また調査は東京会が担当した。

- 1) 9 月
第 33 回 Japan Home & Building Show ([社] 日本能率協会主催)
- 2) 10 月
第 8 回国際フラワー EXPO (リード エグジビション ジャパン [株] 主催)
- 3) 10 月
テロ対策特殊装備展 2011 (東京ビッグサイト [株] 主催)
- 4) 11 月
コールセンター/CRM デモ&コンファランス 2011 (UBM ジャパン [株] 主催)
- 5) 平成 24 年 1 月
ネプコンジャパン 2011 (リード エグジビション ジャパン [株] 主催)

(5) 一般財団法人 日本品質保証機構

平成 23 年度末になって、経済産業省から「展示会統計に係る第三者認証」の運用について実務的、具体的なアドバイスを得る機関として(一財)日本品質保証機構を紹介された。経済産業省商務情報政策局・生活文化創造産業課(クリエイティブ産業課)係長の綿野博之氏に同行いただき、(一財)日本品質保証機構の認証制度普及室室長・浅田純男氏に面談した。

浅田氏からは、認証業務をスムーズに運営するには申請書、請求書、認証通知書などの諸様式、申請者に対する認証制度の説明書(手引き)、調査機関との業務委託契約書、調査時のチェックリスト、調査報告書、認証マーク、認証登録証などを入念に準備する必要がある、9 月からの運用開始を目標に早速準備を開始しよう、協力を惜しまないと心強い言葉をいただいた。

4. 平成 24 (2012) 年度

(1) 「展示会統計に係る第三者認証制度」開始の広報

経済産業省が『「展示会統計に係る第三者認証制度」の開始～我が国展示会の透明性、信頼性を高め、中小企業の海外展開等を支援します～』と題するニュースリリースを平成 24 年 3 月 23 日付で発表し、「展示会統計に係る第三者認証制度」の開始を広報した。

それを受け、日展協も「日本政府による、展示会統計に係る第三者認証制度が平成 24 年度からスタートします」と題するニュースレターを公表した。

(2) 「展示会統計に係る第三者認証制度」の運用開始

リード エグジビジョン ジャパン (株) からの申請を受け、以下の 2 展示会の調査から「展示会統計に係る第三者認証制度」の運用を開始した。

1) ファインテックジャパン (会期：4 月 11 日～13 日、会場：東京ビッグサイト)

2) 第 11 回国際バイオテクノロジー展/技術会議 (会期：4 月 25 日～27 日、会場：同上)

(3) 「展示会統計に係る第三者認証」第 1 号、第 2 号

JECC (日本展示会認証協議会) の審査を経て、ファインテックジャパンと第 11 回国際バイオテクノロジー展/技術会議の 2 展示会を第 1 号、第 2 号として認証し、9 月 21 日(金) 認証登録証を交付した。

4 月に調査を行った 2 展示会の認証が 5 ヶ月後の 9 月となった事由は以下の通りである。

1) 東京会関係

同会の協力で契約書の体裁はほぼ定まっていたものの、肝心の委託費、契約書に添付する調査の詳細 (仕様書に該当) が煮詰まっておらず、4 月から本格的に準備を開始した。当方は JECC との調整を経て経産省の了解を得る必要があり、東京会では上部団体の日本公認会計士協会の了解を得る必要があり、大変な時間を要したこと。

2) 諸様式、認証マーク、認証マーク取扱規程、認証登録証などの準備

JECC、経済産業省との調整に予想以上の時間を要したこと。

5. 平成 25 (2013) 年度

(1) 「展示会統計に係る第三者認証制度」の一部改正

平成 24 年度から運用を開始した「展示会統計に係る第三者認証制度」による認証実績は、4 社 8 件と低調であった。

JECC からの協力要請もあり、日展協では、日展協会員主催者を対象に「展示会統計に係る第三者認証制度」の運用に関する問題点についてアンケート調査を実施した結果、主催者の認証申請を阻害している要因は主に以下の 2 点であることが分かった。

1) 1 件当たり 30 万円 (税別) の申請料が高いこと。

2) 現地調査では、受付の状況、受付で収集した入場申込書、名刺などの整理状況、出展者とブース面積に係る調査機関の調査に主催者が立ち会わねばならないが、展示会開催期間は猫の手も借りたい状況であり、主催者にとって大変な重荷であること。

このアンケート結果を受け、日展協は JECC と協議の上、調査手続きの簡便化と認証申請料の軽減などを求めた改善要望を経済産業省に提出した。

「展示会統計に係る第三者認証制度」運用開始の時点で、現行の制度を取り敢えず 3 年間実施し、3 年間に生じた問題点を総括した上で制度の見直しを行うことになっていたため、経済産業省のご理解を得るのは容易ではなかったが、日展協並びに JECC は本制度の普及のためには改正が不可欠であることを粘り強く主張した。最終的に以下の改善が図られることとなり、9 月 1 日より適用された。

1) 次回展示会開催期間の最終日までとしていた毎年開催される展示会に付与される認証マークの使用期間を、次々回の展示会の開催期間の最終日までとした。

この結果、毎年開催される展示会は 2 年に一度認証を受ければ良いこととなり、認証申請料が実質的に半額となった。

2) 展示会場受付時の入場申込書、名刺などの整理状況の調査、出展者とブース面積の調査は後日調査で行うこととし、現地調査には主催者担当者が立ち会う必要はなく、調査機

関の目視により行うこととなり、主催者の負担が大幅に減少した。

(2) 展示会の認証

経済産業省の格別のご理解を得て「展示会統計に係る第三者認証制度」を一部改正し、展示会主催者の認証申請の促進を図ったが、認証実績は残念ながら5団体・企業10件に止まった。

平成26(2014)年度

(1) UFI公認の認証機関

JECCでは、英語版ホームページを開設して「展示会統計に係る第三者認証」に関する情報を海外に発信してきたが、それがUFI(国際見本市連盟)の目にとまり、本認証制度が必要不可欠な条件を備えた認証制度であると評価され、本制度の運用を担当するJECCが同連盟の公認認証機関として認められた。

その結果、JECCの認証を得た展示会は今後、UFIが定める基準に完全に即している旨を証明する認証書(Audit Certificate)をJECCから得ることができるようになり、日本国内の主催者がUFIに加盟する祭、その手続が大幅に容易になった。

UFIの公認に伴い、JECCでは協議会のロゴ、認証マークにUFI公認認証機関である旨追加記載した。

(UFI認可前マーク)



(UFI認可後マーク)



(2) 認証マークの商標登録

「展示会統計に係る第三者認証」の運用開始以来、認証された展示会に交付している認証マークの商標登録が課題であった。商標登録をするには法人登記をする必要があるのみならず、約20万円の経費も必要であるが、JECCは任意団体であるため商標登録ができないことに加え、経費の捻出も困難であった。

JECCから協力要請を受けて研究した結果、代理申請の方法のあることが判明したので、JECCに代わって、日展協が認証マークの商標登録を行い、必要経費も日展協が立て替えた。その上で、日展協とJECCの間で「『展示会統計に係る展示会データ認証』マークの独占的通常使用権に関する契約書」を締結して、JECCが独占的に当該マークを使用することとし、商標登録に要した約20万円の経費は、10年間に分割してJECCから使用料として回収することとした。

(3) 経済産業省からの展示会第三者認証について更に一層推進するようという平成25年11月22日付けの文書が、クリエイティブ産業課長の伊吹英明氏から届く。日展協ではこれを受けて主催者に対するアンケートを実施した。

(4) 展示会の認証

2社8件と低調であった。

平成27(2015)年度

(1) 経済産業省クリエイティブ産業課長の佐合達也氏から、「展示会統計に係る認証制度(第三者認証制度)の利用促進について」という文書が日展協あて出状された。日展協では、

同年8月に石積み忠夫会長、松井高広統計標準化委員長、桜井悌司事務局長名で返信した。これを機会に日展協の主催者会員に対し、認証を利用するように呼び掛けた。

(2) 展示会の認証

4社、18件と昨年比倍増となる見込み。

以上